

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件 平成四十七年 一 〇 月 〇 日 建設省告示第 〇 号	排煙設備について、建築基準法施行令第百二十六条の三第四号、第五号、第六号及び第十一号の規定によるものと同等以上の効力があるとする件 昭和四十七年 一 月 十三 日 建設省告示第 三 十 号 建築基準法（昭和二十五年度法律第二百一十号）第三十八条の規定に基づき、次の第一から第三までに該当する排煙設備については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の三第四号、第五号、第六号及び第十一号の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同等以上の効力があるとする。

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分と定める件

昭和四十七年一月十三日

建設省告示第三十三号

建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）

第二百二十六条の二第一項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を次のとおり定める。

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 階数が二以下で、延べ面積が二百平方メートル以下の住宅又は床面積の合計が二百平方メートル以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の二十分の一以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの
- 二 建築基準法（以下「法」といふ。）第二十七条第二項第二号に該当する危険物の貯蔵場若しくは処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物又は建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの
- 三 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。二において同じ。）にあつては①又は②に、居室にあつては③又は④に該当するもの
- イ 壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、屋外に面する開口部以外の

建築物又は建築物の部分で、建築基準法施行令第二百二十六条の三の規定に適合する

排煙設備を設けた建築物又は建築物の部分と同等以上の効力があると認める件

昭和四十七年一月十三日

建設省告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五法律第二百一十号。以下「法」といふ。）第三十八条

の規定に基づき、建築物又は建築物の部分で、次の各号の二に該当するものについては、それぞれ建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けた建築物又は建築物の部分と同等以上の効力があると認める。

- 一 階数が二以下で、延べ面積が二百平方メートル以下の住宅又は床面積の合計が二百平方メートル以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の二十分の一以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの
- 二 法第二十七条第二項第二号に該当する危険物の貯蔵場若しくは処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物又は建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの
- 三 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。次号において同じ。）にあつてはイ又はロに、居室にあつてはハ又は二に該当するもの
- イ 壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するもの

開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で令第一百二十二条第十四項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの

ロ 床面積が百平方メートル未満で、令第一百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁により区画されたもの

ハ 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で令第一百二十二条第十四項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

ニ 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

四 高さ三十一メートルをこえる建築物の床面積百平方メートル以下の室又は居間で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二十一条第九号の二に規定する防火設備で令第一百二十二条第十四項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

附 則

この告示は、平成十二年。月。日から施行する。

に令第一百二十二条第十四項に規定する構造の甲種防火戸又は乙種防火戸を、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの

ロ 床面積が百平方メートル未満で、令第一百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁により区画されたもの

ハ 床面積百平方メートル以内ごとに耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は令第一百二十二条第十四項に規定する構造の甲種防火戸若しくは乙種防火戸によつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたもの

ニ 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

四 高さ三十一メートルをこえる建築物の床面積百平方メートル以下の室又は居間で、耐火構造の床若しくは壁又は令第一百二十二条第十四項に規定する構造の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたもの